平成２２年（フ）第１７４６号
仙台市太白区郡山７丁目19番12号　プラドール田代Ｆ101、申立時の住所仙台市若林区穀町22番地の４
破産者　丹野　利郎
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１６号
開始決定時の住所　仙台市青葉区中山４丁目７番６号、申立時の住所仙台市泉区八乙女４丁目２番地の23　パークホームズ八乙女ＢＳ204
破産者　今野　和子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１７号
仙台市宮城野区平成１丁目13号27号　コーポK102
破産者　佐藤亜希子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
仙台市宮城野区田子１丁目25番６―202号
破産者　早川由紀子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
秋田県にかほ市象潟町横岡字大森47番地
破産者　齋藤　春夫
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第５４９号
埼玉県越谷市南越谷５丁目17番地１長谷川マンション501号、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市大字蒲生3812番地１朝日パリオ越谷南Ⅱ―305号
破産者　笹川　康幸
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
埼玉県越谷市大字袋山1529番地１アンビシャス越谷402、前住所埼玉県春日部市大場920番地１ダイアパレス武里ウイステリア604号
破産者　吉田　孝雄
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０９号
埼玉県越谷市大字袋山1529番地１アンビシャス越谷402、前住所埼玉県春日部市大場920番地１ダイアパレス武里ウイステリア604号
破産者　吉田　和子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
埼玉県春日部市西金野井118番地ハイツブレーメン202
破産者　木下三千代
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ40番205号
破産者　福土久美子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
埼玉県越谷市大成町６丁目１番地391、旧住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字汐見町４番地
破産者　小松　長喜
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
埼玉県吉川市高久１丁目30番地３、前住所埼玉県吉川市木売２丁目13番地２吉川マンション101号
破産者　千葉　秀一
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
埼玉県越谷市東越谷３丁目６番地11寿コーポ103号、旧住所埼玉県越谷市花田４丁目６番地14タウニー松沢202号
破産者　萩原　啓一
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
埼玉県秩父市中宮地町14番２号
破産者　藤井すみ子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
新潟市中央区寄居町707番地１
破産者　澁谷　清子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６２号
新潟市秋葉区下興野町18番24号　アネックスリバティ105号
破産者　大原　　衛
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５０号
新潟市東区東明６丁目820番地２、前住所新潟市東区東明６丁目814番地６
破産者　福島　昭子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８１号
新潟市西蒲区升潟5738番地
破産者　笹川こずえ
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部